

内閣府告示第百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 札幌市
- 三 構造改革特別区域の名称 ビジネスフロンティア育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 札幌市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二二（八〇一一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空き地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）

内閣府告示第百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 札幌市
- 三 構造改革特別区域の名称 安心して働ける街さっぽろ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 札幌市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 官民共同窓口の設置による職業紹介事業（九〇三）

内閣府告示第百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 札幌市及び小樽市
- 三 構造改革特別区域の名称 ビジネス人材育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 札幌市及び小樽市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 夜間大学院留学生受入れ事業（五〇八）

内閣府告示第百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 稚内市
- 三 構造改革特別区域の名称 ワイワイ子育て・楽しさ支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 稚内市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育

委員会への委任事業（九一六）

内閣府告示第百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道爾志郡乙部町
- 三 構造改革特別区域の名称 公設民営高齢者福祉特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道爾志郡乙部町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業（九

〇七 一）

内閣府告示第百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道空知郡上富良野町
- 三 構造改革特別区域の名称 上富良野町幼児教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道空知郡上富良野町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 仙台市
- 三 構造改革特別区域の名称 幼稚園活用型保育所待機児童対策特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 仙台市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）、幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動



事業（九一四）

内閣府告示第百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県玉造郡鳴子町
- 三 構造改革特別区域の名称 鳴子温泉郷ツーリズム特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮城県玉造郡鳴子町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県
- 三 構造改革特別区域の名称 秋田スギ利活用推進福祉特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 男鹿市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業（九一五）

内閣府告示第百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形市
- 三 構造改革特別区域の名称 山形市のびのび入園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山形市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 村山市
- 三 構造改革特別区域の名称 まつり交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 村山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島県石川郡玉川村
- 三 構造改革特別区域の名称 元気な玉川農村再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 福島県石川郡玉川村の区域の一部（東部地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大田原市
- 三 構造改革特別区域の名称 大田原市医療福祉産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大田原市の区域の一部（中田原工業団地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高崎市
- 三 構造改革特別区域の名称 高崎ボランティア輸送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高崎市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二二六））



内閣府告示第百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 群馬県邑楽郡明和町
- 三 構造改革特別区域の名称 子供たちを地元産食材で育てる特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 群馬県邑楽郡明和町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊谷市
- 三 構造改革特別区域の名称 熊谷市中心市街地活性化駐車場利用促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 熊谷市の区域の一部（熊谷市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手續の容易化事業（一一二一一）

内閣府告示第百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秩父市
- 三 構造改革特別区域の名称 秩父市臨時職員の任用期間の延長による保育の充実特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 秩父市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

内閣府告示第百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 三 構造改革特別区域の名称 京葉臨海コンビナート活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 市原市及び袖ヶ浦市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 高压ガス設備の開放検査期間変更事業（一一一九）及び石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更に工事手続簡素化事業（一一二八）

内閣府告示第百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉市
- 三 構造改革特別区域の名称 キャリア人材育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 千葉市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二二（八〇一一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空き地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）

内閣府告示第百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際ITビジネス交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市の区域の一部（港北区新横浜一丁目及び二丁目の全域並びに新横浜三丁目、小机町、新羽町及び鳥山町の区域の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五

○四) 及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業(五〇七)

内閣府告示第百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 不登校等生徒支援教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業（八〇三（八一八））、IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）及び校地



・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―二））

内閣府告示第百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 都市型大学推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二二（八〇一一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空き地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）

内閣府告示第百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟県及び新潟県北蒲原郡中条町
- 三 構造改革特別区域の名称 新潟中条産業立地推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 新潟県北蒲原郡中条町の区域の一部（中条中核工業団地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟県古志郡山古志村
- 三 構造改革特別区域の名称 やまこしむら農地利用特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 新潟県古志郡山古志村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟県北魚沼郡入広瀬村
- 三 構造改革特別区域の名称 入広瀬村さんさい共和国再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 新潟県北魚沼郡入広瀬村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）及び地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟県刈羽郡高柳町
- 三 構造改革特別区域の名称 じよんのび高柳活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 新潟県刈羽郡高柳町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）及び地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富山県西礪波郡福岡町
- 三 構造改革特別区域の名称 福岡町次世代を育む子育て支援のまちづくり特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 富山県西礪波郡福岡町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（八二三）、保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基

準の特例事業（八三一）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）及び幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（九二二）



内閣府告示第百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 都留市
- 三 構造改革特別区域の名称 つるアグリビジネス推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 都留市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県北佐久郡浅科村
- 三 構造改革特別区域の名称 浅科故郷づくり特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県北佐久郡浅科村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下伊那郡天龍村
- 三 構造改革特別区域の名称 地域と一体化したプロジェクト教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県下伊那郡天龍村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇）  
（八〇一―二）

内閣府告示第百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下高井郡山ノ内町
- 三 構造改革特別区域の名称 北信州やまのうち・よつてかつしやい！農業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県下高井郡山ノ内町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下高井郡野沢温泉村
- 三 構造改革特別区域の名称 湯の郷・野沢温泉どぶろく特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県下高井郡野沢温泉村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第二百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県上水内郡豊野町
- 三 構造改革特別区域の名称 信州豊野ぬくもり特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県上水内郡豊野町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県上水内郡牟礼村
- 三 構造改革特別区域の名称 牟礼村地域活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県上水内郡牟礼村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県、伊豆市及び下田市並びに賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び賀茂村並びに田方郡戸田村
- 三 構造改革特別区域の名称 伊豆アドベンチャーレース特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 伊豆市及び下田市並びに賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び賀茂村並びに田方郡戸田村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一



三〇一及び三〇二)

内閣府告示第二百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡市
- 三 構造改革特別区域の名称 中枢都市型企業人育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 静岡市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二二（八〇一一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空き地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）

内閣府告示第二百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 名古屋市
- 三 構造改革特別区域の名称 障害者地域生活支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 名古屋市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県
- 三 構造改革特別区域の名称 みえメディカルバレー創生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 津市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県及び鈴鹿市
- 三 構造改革特別区域の名称 燃料電池技術を核とした産学官連携ものづくり特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鈴鹿市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）及び一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業（一一〇四）

内閣府告示第二百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 津市
- 三 構造改革特別区域の名称 津市小中一貫教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 津市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第二百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 四日市市
- 三 構造改革特別区域の名称 四日市市産業連携特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 四日市市の区域の一部（あがた栄工業団地、四日市ハイテク工業団地、南小松工業団地及び笹川南住宅団地業務施設用地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三））

内閣府告示第二百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 名張市
- 三 構造改革特別区域の名称 名張市企業立地促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 名張市の区域の一部（滝之原工業団地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）



内閣府告示第二百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 いなべ市
- 三 構造改革特別区域の名称 いなべ市企業立地促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 いなべ市の区域の一部（藤原工業団地及び東山工業団地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第二百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、草津市、守山市及び栗東市並びに滋賀県滋賀郡志賀町、野洲郡中主町及び野洲町、甲賀郡石部町、甲西町、水口町、土山町、甲賀町、甲南町及び信楽町、蒲生郡安土町、蒲生町、日野町及び竜王町、神崎郡永源寺町、五個荘町及び能登川町、愛知郡愛東町、湖東町、秦荘町及び愛知川町、犬上郡豊郷町、甲良町及び多賀町、坂田郡山東町、伊吹町、米原町及び近江町、東浅井郡浅井町、虎姫町、湖北町及びびわ町、伊香郡高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町並びに高島郡マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町及び新旭町

三 構造改革特別区域の名称 選べる福祉サービス滋賀特区

四 構造改革特別区域の範囲 滋賀県の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 日額単位を適用した施設訓練等支援事業（九二五）及び日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業（九二六）

内閣府告示第二百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 泉大津市
- 三 構造改革特別区域の名称 泉大津市立駐車場運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 泉大津市の区域の一部（泉大津駅東地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手續の容易化事業（一一二一一）

内閣府告示第二百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県、相生市、龍野市及び赤穂市並びに兵庫県揖保郡新宮町、揖保川町、御津町及びび太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、上月町、南光町及び三日月町並びに宍粟郡山崎町、安富町、一宮町、波賀町及び千種町
- 三 構造改革特別区域の名称 西播磨「水と緑の郷」特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 相生市、龍野市及び赤穂市並びに兵庫県揖保郡新宮町、揖保川町、御津町及びび太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、上月町、南光町及び三日月町並びに宍粟郡山崎町、安富町、一

宮町、波賀町及び千種町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）、国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一三〇一及び一三〇二）及び有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

内閣府告示第二百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県並びに兵庫県多可郡加美町及び八千代町並びに氷上郡

青垣町

三 構造改革特別区域の名称 多自然居住促進特区

四 構造改革特別区域の範囲 兵庫県多可郡加美町及び八千代町並びに氷上郡青垣町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）  
、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）、農地の権利取得後の  
下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）及び地域活性化のための空  
き家情報提供等の推奨事業（一二二五）



内閣府告示第二百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 加古川市
- 三 構造改革特別区域の名称 加古川市就学前教育モデル特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 加古川市の区域の一部（志方町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

内閣府告示第二百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 加西市
- 三 構造改革特別区域の名称 加西市農村地域活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 加西市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地

貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第二百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 篠山市
- 三 構造改革特別区域の名称 丹波ささやまふるさと遊農・楽農特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 篠山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地

貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第二百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取県日野郡江府町
- 三 構造改革特別区域の名称 江府町南大山農業活性化ブルーベリー特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鳥取県日野郡江府町の区域の一部（笠良原地区の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松江市
- 三 構造改革特別区域の名称 就学前教育保育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 松江市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第二百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県八束郡宍道町
- 三 構造改革特別区域の名称 宍道子しじみグループアップ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 島根県八束郡宍道町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）、幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（八二三）、



公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）及び幼稚園と保育所の保育室の共用化事業  
（九二一）

内閣府告示第二百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県大原郡加茂町
- 三 構造改革特別区域の名称 加茂町子育てわんぱく特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 島根県大原郡加茂町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（八二三）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活

動事業（九一四）、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）及び幼稚園と保育所の  
保育室の共用化事業（九二一）

内閣府告示第二百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山市
- 三 構造改革特別区域の名称 キャリア教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二二（八〇一一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空き地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）

内閣府告示第二百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県上房郡有漢町
- 三 構造改革特別区域の名称 有漢町農地有効利用活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山県上房郡有漢町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県上房郡北房町
- 三 構造改革特別区域の名称 コスモスの里農業チャレンジ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山県上房郡北房町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県真庭郡勝山町
- 三 構造改革特別区域の名称 市民農園開設支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山県真庭郡勝山町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第二百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島市
- 三 構造改革特別区域の名称 ビジネス人材養成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 広島市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二二（八〇一一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空き地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）



内閣府告示第二百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山口県玖珂郡和木町
- 三 構造改革特別区域の名称 みんなそろって楽しい給食特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山口県玖珂郡和木町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第二百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県三豊郡高瀬町
- 三 構造改革特別区域の名称 グリーントピアたかせ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 香川県三豊郡高瀬町の区域の一部（原下工業団地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第二百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知県幡多郡西土佐村
- 三 構造改革特別区域の名称 四万十グリーンツーリズム特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高知県幡多郡西土佐村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第二百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐賀県及び佐賀県西松浦郡有田町
- 三 構造改革特別区域の名称 有田町こども園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 佐賀県西松浦郡有田町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

内閣府告示第二百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 三 構造改革特別区域の名称 壱岐いき離島留学教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 壱岐市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第二百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 三 構造改革特別区域の名称 ながさき有害鳥獣被害防止特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 平戸市及び福江市並びに長崎県北松浦郡大島村及び生月町並びに南松浦郡富江町、玉之浦町、三井楽町、奈留町、若松町、上五島町、新魚目町、有川町及び奈良尾町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一

三〇三）

内閣府告示第二百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県西彼杵郡高島町
- 三 構造改革特別区域の名称 高島ふれあい農業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長崎県西彼杵郡高島町の区域の一部（高島全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県北松浦郡小値賀町
- 三 構造改革特別区域の名称 「おぢかつ子」共同育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長崎県北松浦郡小値賀町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（八二三）、保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基



準の特例事業（八三一）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）及び幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（九二二）

内閣府告示第二百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 菊池市
- 三 構造改革特別区域の名称 菊池いきいき農業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 菊池市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県玉名郡菊水町
- 三 構造改革特別区域の名称 菊水町夢が輝き未来へ翔く子育て特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 熊本県玉名郡菊水町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

内閣府告示第二百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年六月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 川内市

三 構造改革特別区域の名称 唐浜らっきょう生産振興特区

四 構造改革特別区域の範囲 川内市の区域の一部（港・網津・寄田地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）